

政令番号15 アセナフテン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.5E+2			150.0		4.9E+2	490.0	640.0
8	茨城県	3.7E+0			3.7		2.1E+3	2,100.0	2,103.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.6E+1			35.8				35.8
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	9.3E+1			92.8				92.8
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	1.1E+4			11,000.0		1.1E+4	11,000.0	22,000.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						2.0E+0	2.0	2.0
25	滋賀県	1.1E+1			11.0				11.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.2E+1			12.0				12.0
29	奈良県								
30	和歌山県	3.0E-1			0.3		3.5E+2	350.0	350.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	2.2E+0			2.2				2.2
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						1.6E+3	1,610.0	1,610.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	3.3E+3			3,301.0				3,301.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.5E+4			14,608.8		1.6E+4	15,552.0	30,160.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。